

○南相馬市サービスエリア利活用拠点施設条例施行規則

平成26年9月30日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市サービスエリア利活用拠点施設条例(平成26年南相馬市条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により、南相馬市サービスエリア利活用拠点施設(以下「拠点施設」という。)の利用許可を受けようとする者(以下「利用業者等」という。)は、サービスエリア利活用拠点施設(施設・設備器具)利用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による利用許可の申請は、利用しようとする日の6月前から受け付けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、拠点施設の管理運営上支障がないと認めたときは、前項に定める期間の前においても利用の申請をすることができる。

(1) 市が主催又は共催する事業で利用するとき。

(2) その他市長が特に必要と認めるとき。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、サービスエリア利活用拠点施設利用許可書(様式第2号。以下「利用許可書」という。)を利用業者等に交付するものとし、不適当と認めるときは、その旨を利用業者等に通知するものとする。

(許可事項の変更等)

第4条 条例第7条第1項の規定により指定管理者の許可を受けた利用業者等は、利用許可事項の変更又は利用許可の取消しをしようとするときは、サービスエリア利活用拠点施設利用(変更・取消)申請書(様式第3号。以下「利用(変更・取消)申請書」という。)により、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による利用(変更・取消)申請書の提出があったときは、その内容を審査し、利用許可された事項の変更又は利用許可の取消しを承認するときは、サービスエリア利活用拠点施設利用(変更・取消)承認書(様式第4号)を利用業者等に交付するものとし、承認しないときは、その旨を利用業者等に通知するものとする。

3 前項の規定により、利用料金に不足が生じるときは、利用業者等は当該不足分を直ちに納付しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、条例第9条の規定により、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するときは、サービスエリア利活用拠点施設利用(取消・制限・停止)決定書(様式第5号)により通知するものとする。

(特別設備等の申請等)

第 6 条 利用業者等は、条例第 11 条第 1 項の規定により、特別の設備等を設置しようとするときは、サービスエリア利活用拠点施設特別設備等設置許可申請書 (様式第 6 号。以下「設置許可申請書」という。) により、指定管理者の承認を得た上で、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による設置許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請を許可するときは、サービスエリア利活用拠点施設特別設備等設置許可書 (様式第 7 号) を利用業者等に交付するものとし、許可しないときは、その旨を利用業者等に通知するものとする。

3 市長及び指定管理者は、拠点施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその利用について条件を付することができる。

(利用料金の減免及びその手続)

第 7 条 条例第 26 条の規定による利用料金の減額又は免除は、次に掲げるところによる。

(1) 国、地方公共団体、その他公共団体が主催し、又は共催して行う事業及び公共的団体が公共的事業に使用するとき 全額

(2) 市が後援する事業に利用するとき 5 割

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が定める額

2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする利用業者等は、第 2 条第 1 項の申請書を提出する際に、併せてサービスエリア利活用拠点施設利用料金減免申請書 (様式第 8 号) を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の返還)

第 8 条 条例第 27 条ただし書の規定により、利用料金を返還する場合は、次の各号に掲げる場合とし、返還する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 指定管理者において施設の管理上必要が生じたことにより利用の許可を取り消したとき 既納の利用料金の全額

(2) 利用者の責めによらない理由により施設を利用できないとき 指定管理者が市長と協議して定める額

(3) 利用開始の日前 10 日までに利用の取り消しについて届け出があったとき 全額

(4) 利用開始の日前 10 日までに許可事項の変更の申請があり、指定管理者の許可を受けたとき 変更部分に相当する額

2 前項の規定により、利用料金の返還を受けようとする利用業者等は、サービスエリア利活用拠点施設利用料金返還申請書 (様式第 9 号) を指定管理者に提出しなければならない。

(利用業者等の遵守事項)

第 9 条 利用業者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 申請の目的以外に利用しないこと。

(2) 利用許可を受けていない施設を利用しないこと。

(3) 施設及び設備器具 (以下「施設等」という。) を丁寧に取り扱い、毀損しないこと。

(4) 利用中に火災その他重大な事故が発生したときは、速やかに適切な措置を講ずるとと

もに、指定管理者に通報し、その指示に従うこと。

(5) 施設等の利用を終了したときは、利用した施設等の整理及び清掃を行い、指定管理者の点検を受けること。

(6) その他指定管理者の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第 10 条 利用業者等は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

(係員の立入り)

第 11 条 指定管理者は、管理上必要と認めるときは、指定した職員を利用している施設に立ち入らせることができる。この場合において、利用業者等は、当該職員の立入りを拒むことはできない。

(公募に明示する事項)

第 12 条 市長は、条例第 15 条の規定により指定管理者の公募を行うときは、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

(1) 拠点施設の概要

(2) 指定管理者が行う管理の基準

(3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容

(4) 指定の期間

(5) 利用料金に関する事項

(6) 市が支払うべき管理の費用（以下「指定管理料」という。）に関する事項

(7) 申請者の資格要件

(8) 申請方法及び選定の基準

(9) その他市長が必要と認める事項

(指定申請書の提出等)

第 13 条 条例第 17 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、指定管理者指定申請書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書

(2) 定款、規約その他これらに類する書類

(3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの

(4) 団体の経営状況等を説明する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第 14 条 市長は、条例第 17 条第 2 項の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請団体に通知しなければならない。

(協定書に定める事項)

第 15 条 条例第 20 条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 指定の期間に関する事項

- (2) 拠点施設の管理に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (8) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(市長による管理)

第16条 第2条から第11条まで及び様式第1号から様式第9号までの規定は、指定管理者に代わって、市長がサービスエリア利活用拠点施設の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第2条第1項中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、「サービスエリア利活用拠点施設（施設・設備器具）利用許可申請書」とあるのは「サービスエリア利活用拠点施設（施設・設備器具）使用許可申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、第3条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「サービスエリア利活用拠点施設利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）」とあるのは「サービスエリア利活用拠点施設使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）」と、第4条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用許可」とあるのは「使用許可」と、「サービスエリア利活用拠点施設利用（変更・取消）申請書（様式第3号。以下「利用（変更・取消）申請書」という。）」とあるのは「サービスエリア利活用拠点施設使用（変更・取消）申請書（様式第3号。以下「使用（変更・取消）申請書」という。）」と、第4条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用（変更・取消）申請書」とあるのは「使用（変更・取消）申請書」と、「利用許可」とあるのは「使用許可」と、「サービスエリア利活用拠点施設利用（変更・取消）承認書」とあるのは「サービスエリア利活用拠点施設使用（変更・取消）承認書」と、第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用の許可」とあるのは「使用の許可」と、「利用を制限」とあるのは「使用を制限」と、「サービスエリア利活用拠点施設利用（取消・制限・停止）決定書」とあるのは「サービスエリア利活用拠点施設使用（取消・制限・停止）決定書」と、第6条第1項中「指定管理者の承認を得た上で、市長に」とあるのは「市長に」と、同条第3項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、「その利用」とあるのは「その使用」と、第7条第2項中「サービスエリア利活用拠点施設利用料金減免申請書」とあるのは「サービスエリア利活用拠点施設使用料金減免申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項第1号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用の許可」とあるのは「使用の許可」と、同条同項第2号中「指定管理者が市長と協議して」とあるのは「市長が」と、同条同項第4号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「サービスエリア利活用拠点施設利用料金返還申請書」とあるのは「サービスエリア利活用拠点施設使用料金返還申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、

第9条中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第1号中「サービスエリア利活用拠点施設（施設・設備器具）利用許可申請書」とあるのは「サービスエリア利活用拠点施設（施設・設備器具）使用許可申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第2号中「サービスエリア利活用拠点施設利用許可書」とあるのは「サービスエリア利活用拠点施設使用許可書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第3号中「サービスエリア利活用拠点施設利用（変更・取消）申請書」とあるのは「サービスエリア利活用拠点施設使用（変更・取消）申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第4号中「サービスエリア利活用拠点施設利用（変更・取消）承認書」とあるのは「サービスエリア利活用拠点施設使用（変更・取消）承認書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第5号中「サービスエリア利活用拠点施設利用（取消・制限・停止）決定書」とあるのは「サービスエリア利活用拠点施設使用（取消・制限・停止）決定書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第8号中「サービスエリア利活用拠点施設利用料金減免申請書」とあるのは「サービスエリア利活用拠点施設使用料金減免申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第9号中「サービスエリア利活用拠点施設利用料金返還申請書」とあるのは「サービスエリア利活用拠点施設使用料金返還申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（その他）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第12条から第15条までの規定は平成26年10月1日から施行し、第2条から第11条までの規定は平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第25号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

サービスエリア利活用拠点施設（施設・設備器具）利用許可申請書

指定管理者

申請者 住所
団体等名
代表者名
電話番号
担当者氏名
連絡先

次のとおりサービスエリア利活用拠点施設を利用したいので、申請します。

利用年月日・利用時間	催物等の名称	利用施設	利用料金
			円
			円
			円
合 計			円
入場料	有・無	1 入場料（ 円） 2 その他（ ）（ 円）	
販売行為等	有・無	1 募金 物品販売 商業宣伝 飲食物提供 2 広告 宣伝物の掲示・配布 看板・立札の設置 3 その他	

※ 太枠内のみ記入してください。

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

サービスエリア利活用拠点施設利用許可書

様

指定管理者

㊞

年 月 日付けで申請のあったサービスエリア利活用拠点施設の利用については、次のとおり許可します。

利用年月日・利用時間	催物等の名称	利用施設	利用料金
			円
			円
			円
合 計			円
入場料	有・無	入場料（ 円） その他（ ）（ 円）	
許可条件 1 利用の際は、この許可書を提示すること。 2 サービスエリア利活用拠点施設内の秩序を守るために、会場責任者又は必要に応じて整理員を置くこと。 3 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。 4 収容人員を超えて入場させないこと。 5 許可を得ないで火気を使用しないこと。 6 施設及び附属設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。 7 所定の場所以外での飲食及び喫煙はしないこと。 8 許可を得ていない施設を利用しないこと。 9 許可を得ないで、サービスエリア利活用拠点施設の建物及び敷地内で寄附の勧誘を行わないこと。 10 事前に非常口及び避難経路を確認し、非常の際、入場者を安全に避難誘導すること。 11 入場者の安全確保に十分配慮すること。 12 非常口、消火設備の周辺に物を置かないこと。 13 その他係員の指示に従うこと。			

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

サービスエリア利活用拠点施設利用（変更・取消）申請書

指定管理者

申請者 住 所
団体等名
代表者名
電話番号

印

次のとおりサービスエリア利活用拠点施設の利用を（変更・取消）したいので、申請します。

申 請 年 月 日		年 月 日	許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号				
催 物 等 の 名 称				
催 物 等 の 内 容				
利 用 施 設				
許可を受けた内容		自： 年 月 日（ ） 時 分 至： 年 月 日（ ） 時 分		
変 更 (取消) の内容	変 更 前			
	変 更 後			
変更(取消)の理由				
利 用 料 金				
既 納 利 用 料 金				
変更後利用料金				
差 引 利 用 料 金				
備 考				

- 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 利用許可書を添付してください。

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

サービスエリア利活用拠点施設利用（変更・取消）承認書

様

指定管理者

印

年 月 日付けで申請のあったサービスエリア利活用拠点施設の利用
の（変更・取消）については、次のとおり承認します。

申 請 年 月 日	年 月 日	許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号			
催 物 等 の 名 称			
催 物 等 の 内 容			
利 用 施 設			
許可を受けた内容	自： 年 月 日（ ） 至： 年 月 日（ ） 時 分 時 分		
変 更 (取消) の内容	変 更 前		
	変 更 後		
変更(取消)の理由			
利 用 料 金			
既 納 利 用 料 金			
変更後利用料金			
差 引 利 用 料 金			
備 考			

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

サービスエリア利活用拠点施設利用(取消・制限・停止)決定書

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のあったサービスエリア利活用拠点施設の利用については、南相馬市サービスエリア利活用拠点施設条例第9条の規定により、次のとおり(取消・制限・停止)します。

申 請 年 月 日	年 月 日	許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号			
催 物 等 の 名 称			
利 用 施 設			
許可を受けた内容	自： 年 月 日 () 至： 年 月 日 ()		
取消・制限・停止 の 内 容			
取消・制限・停止 の 理 由			
備 考			

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南相馬市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南相馬市を被告として(訴訟において市を代表する者は南相馬市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 6 号（第 6 条関係）

年 月 日

サービスエリア利活用拠点施設特別設備等設置許可申請書

南相馬市長

申請者 住 所
団体等名
代表者名
電話番号

印

次のとおりサービスエリア利活用拠点施設に特別の設備等を設置したいので、申請します。

利 用 施 設		
設 置 目 的		
特 別 設 備 等	設備等の名称	
	設 置 場 所	
	設 置 期 間	年 月 日～ 年 月 日
	概 要 (数量・規模等)	

- 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 特別設備等の配置図、計画図等を添付してください。

-----（以下、指定管理者記入）-----

上記の申請については、施設の管理運営上支障がないと認めるため、承認します。

年 月 日

指定管理者

印

[許可条件]

※許可に条件を付す場合は、その内容を記入すること。

様式第 7 号（第 6 条関係）

年 月 日

サービスエリア利活用拠点施設特別設備等設置許可書

様

南相馬市長

次のとおりサービスエリア利活用拠点施設に特別の設備等の設置を許可します。

利 用 施 設		
設 置 目 的		
特 別 設 備 等	設備等の名称	
	設 置 場 所	
	設 置 期 間	年 月 日～ 年 月 日
	概 要 (数量・規模等)	
許 可 条 件		

様式第 8 号（第 7 条関係）

年 月 日

サービスエリア利活用拠点施設利用料金減免申請書

指定管理者

申請者 住 所
団体等名
代表者名
電話番号

印

次のとおりサービスエリア利活用拠点施設の利用について、次の理由により減免を申請します。

利用料金減免の理由				
減免の判定	減免の根拠	減免率	減免金額	減免後の利用料金
減免： 該 当 非該当	規則 第 7 条第 1 項 第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号	1 0 0	円	円

※ 太枠内のみ記入してください。

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

サービスエリア利活用拠点施設利用料金返還申請書

指定管理者

申請者 住 所
団体等名
代表者名
電話番号

印

次のとおりサービスエリア利活用拠点施設利用料金の返還を申請します。

申 請 年 月 日	年 月 日	許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号			
催 物 等 の 名 称			
利 用 施 設			
許可を受けた内容	自： 年 月 日（ ） 時 分 至： 年 月 日（ ） 時 分		
変 更 (取消) の内容	変 更 前		
	変 更 後		
変更(取消)の理由			
利 用 料 金			
既 納 利 用 料 金			
変更後利用料金			
返 還 額 計			
備 考			

- 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 利用許可書及び利用（変更・取消）承認書を添付してください。

様式第 10 号（第 13 条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

南相馬市長

所在地

団体名

代表者氏名

印

電話番号

南相馬市サービスエリア利活用拠点施設条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、同施設の指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 管理に関する業務の事業計画書
- 2 管理に関する業務の収支予算書
- 3 登記事項証明書及び定款の写し（法人以外の団体にあつては、会則等）
- 4 法人その他の団体の経営状況等を説明する書類（直近 2 年分の財務諸表）
- 5 市税の納税証明書又は未納がないことの証明書
- 6 宣誓書